

令和6年度 放課後児童クラブ利用申請について



■申請受付期間■ ~~10月2日(月)～16日(月)~~
~~(土・日・祝日を除く)~~
申請期間終了後も随時受付しますが、
ご要望にお応えできない場合があります。

■受付場所・時間■ ●保育教育課(市役所本庁舎2階)
8時30分～17時15分
●各放課後児童クラブ
14時00分～19時00分
※小学校、認定こども園では受付できません。

※現在利用中の人も、令和6年度の利用には申請が必要です。児童のお迎え時などに提出してください。

※途中から利用する場合(夏休みのみ利用するなど)も申請が必要です。

※申請状況によっては実施場所等の変更や、やむを得ずご利用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お問合せは

東かがわ市湊1847番地1
東かがわ市教育委員会事務局保育教育課
TEL 0879-26-1231

■放課後児童クラブとは■

【対象児童】

小学校1～6年生で放課後（学校休業日を含む）に家族が就労もしくは病気等により留守になる児童

【実施主体】

東かがわ市保育教育課

放課後児童クラブの活動時間中は、市保育教育課の管理になります。

お問合せ等は、保育教育課又は各放課後児童クラブまでお願いします。

保育教育課 TEL 0879-26-1231

【実施場所】

引田小学校区	引田小学校放課後児童クラブ 電話：33-2138 住所：引田545番地1（引田小学校多目的棟）
白鳥小学校区	白鳥小学校放課後児童クラブ 電話：26-3122 住所：白鳥757番地1（白鳥小中学校体育館1階）
大内小学校区	大内小学校放課後児童クラブ 電話：26-5131 住所：西村1403番地1（大内小学校多目的棟） 住所：西村1510番地（大川中学校余裕教室）

【実施時間】

- ・学校授業日 放課後～18時
- ・学校休業日（春・夏・冬休み・振替休日等） 8時30分～18時
※就労等の都合によりお迎えが18時を過ぎる時は、19時まで延長利用可能
（別途料金必要、2ページに詳細）
※学校休業日は、早朝利用が認められた場合には、7時30分から利用可能
（別途料金必要、2ページに詳細）
- ・クラブ休業日 土曜（土曜日授業日は除く）・日曜・祝日、12月29日～1月3日
※台風などの災害（警報発表）により臨時休業になる場合があります。
※学校が学級（年）閉鎖になったクラス（学年）の児童については、その期間利用を控えていただきます。

■会費（利用料金）■

※料金は変更になる場合があります※

【月額会費】 月額 2,000 円（8 月分は 4,000 円）

- ・保護者の経済的負担の軽減を目的に、本市の月額会費は県内他市町と比較しても安価な料金設定となっております。
- ・会費の日割計算は行っていませんのでご了承ください。
- ・会費には児童の個別的な消費に係る文具、昼食、おやつ代、保険料等は含んでいません。必要な場合は、別途ご負担をいただきます。
- ・学校の長期休業中の利用開始時刻は 8 時 30 分です。8 時 30 分から前に利用する場合は、次の早朝利用料が必要です。

【早朝利用料】 期間ごとに 500 円～3,000 円

- ・学校の長期休業日（夏休みなど）に、8 時 30 分より前に利用する必要がある場合は、月額会費のほかに以下の早朝利用料が加算されます。

学年始期間	500 円	冬休み期間	600 円
夏休み期間	3,000 円	学年末期間	500 円

※利用開始は、7 時 30 分からです。

※運動会などの学校行事の振替日の早朝利用は、加算の対象にはなりません。

【お迎え時延長利用料】 30 分 200 円（1 ヶ月間の上限 6,000 円）

- ・就労等の都合によりお迎えが 18 時を過ぎる場合、30 分ごとに延長利用料が加算されます。

18 時 00 分～18 時 29 分までのお迎え 1 日 200 円

18 時 30 分～19 時 00 分までのお迎え 1 日 400 円 ※最長 19 時まで

【スポーツ保険料】 年間 800 円

- ・放課後児童クラブを利用する際には、必ずご加入いただきます。
- ※申請が許可になった時点で保険に加入しますので、その後利用を中止した場合も保険料 800 円は、納めていただきます。

【納入方法】

- ・口座振替で毎月月末にその月の利用料金を納付いただきます。（延長料は翌月に加算）
- ※利用の許可後は利用実績がなかった場合でも休会等の手続きがない場合は、納付いただきますのでご了承ください。

（休会等の手続きは、4 ページの【許可後の利用変更】を参照）

■令和6年度利用申請■

【利用期間】

- ・令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- ※令和5年度に放課後児童クラブに登録している人で、引き続いて令和6年度も利用する場合も申請が必要です。
- ※学校の長期休業日中だけの利用や利用期間の途中から利用する人も申請をしてください。
- ※新1年生が4月1日から利用する場合は、新しい環境での1日保育となるため、児童にとっては精神的に重い負担となることがあります。そのため、児童の状況により利用時間中であってもお迎えをお願いすることがあります。児童が、放課後児童クラブを楽しく利用するためにもご理解をお願いします。

【受付期間】

- ・令和5年10月2日（月）から令和5年10月16日（月）まで
- ・保育教育課 午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日を除く）
- ・各放課後児童クラブ 午後2時00分から午後7時00分（土・日・祝日を除く）
- ・期間内の申請が困難な場合は、保育教育課までご連絡ください。
（就労証明書が間に合わないなど）

【受付場所】

以下のいずれかの受付場所に提出してください。

- ・保育教育課（市役所本庁舎 2階）
- ・各課後児童クラブ

【提出書類】

- ・次の1～4の必要書類を提出してください。
- ・各申請書や就労証明などの書類は、受付場所に用意しています。
（現在放課後児童クラブを利用している人、就学前施設を利用している人は、各施設から①～②の書類を配布します。必要書類が不足する場合は、コピーをしていただくか、受付場所で申し出てください。③～④の書類は、必要な場合のみ個別に配布します。）

1. ①放課後児童クラブ利用申請書 兼 児童票（必須・児童1人につき1部）

記入例を参考に作成してください。

なお、学校の長期休業日に、8時30分より前に利用する必要がある場合は、早朝利用欄と早朝利用を希望する理由欄に必ず記入してください。（許可後に変更もできます）

2. ②就労証明書（必須・1世帯につき1部の提出）

同居する65歳未満（令和6年4月1日時点）の家族全員分提出してください（学生等は除く）。きょうだいなど複数の児童が利用する場合も1部の提出で可。

記入例を参考に作成してください。

※令和6年度申請分から就労証明書への押印を廃止し、就労証明書（新様式）に変更いたします（市内認定こども園と同一の書式となります）。

※就労証明書のデータ（PDF・Excel）は市ホームページにも掲載しています。

・事業所に勤めている人（正社員、パート・アルバイト等）

就労先事業者に就労証明書の作成を依頼してください。

※勤務開始前で就労証明書の提出ができない場合は、③就労予定書が必要ですので、詳しくは、保育教育課や各児童クラブへお問合せください。

・役員、自営業、家族従業者、農業、漁業、内職、業務委託など

（経営者が2親等以内の事業所に勤めている人を含む）

自営業等の方は、ご自身で②就労証明書を作成し、次のいずれかの書類の写しを必ず添付ください。従前の民生委員の証明は不要といたします。

（代表者の場合）

営業許可証、税務署に提出した個人事業の開業届出書、直近の確定申告書、業務請負（受託）契約書、売上・報酬の記録 等

（代表者以外の場合）

出勤簿、給与明細書、賃金台帳 等

※添付書類がない場合は、客観的に事業に従事しているとみなすことができず、利用不許可といたします。

・就労していないが、家庭で児童を養護することができない人→④申立書

疾病、障がい等で、②就労証明書の提出ができない場合は、「④申立書」とそれを証する書類が必要です。詳しくは、保育教育課や各児童クラブへお問合せください。

→例1 通院又は入院中の人は、医師の診断書を添付してください。

→例2 障害手帳等を持っている人は、障害手帳等の写しを添付してください。

※就労証明書（新様式）には産前・産後休業に係る記載欄がありますが、産前・産後を理由とする施設利用申込については、当面、従前どおり④申立書と母子健康手帳の該当するページの写しのみ提出いただくこととします。

○口座振替依頼書

- ・新規利用の場合は、利用許可通知書の送付時に別途ご案内します。
- ・継続利用の場合は、既に登録している口座からお引き落としいたします。登録口座を変更したい場合は、保育教育課や各児童クラブへお問合せください。

【許可後の利用変更】

許可後に利用内容を変更する場合は、手続きが必要です。

詳しい手続き内容は、保育教育課又は各放課後児童クラブへお問合せください。

- ・利用を中止する場合（冬休みは利用しない）
- ・利用を追加する場合（夏休み利用を申請していなかったが、利用が必要になったなど）

※変更しようとする月の前月の20日までに変更などの手続きをしてください。

（夏休みの最初(7月21日)から利用する場合の締め切りは6月20日です）

※利用の許可後は利用実績がなかった場合でも休会等の手続きがない場合は料金をいただきますのでご了承ください。

※利用を追加する場合はクラブの利用人数の状況などにより利用できない場合がありますのでご了承ください。

1. 入会審査等について

○放課後児童クラブ会費の未納がある場合、入会申請は受付できません。
(過去の利用料に滞納がある場合は利用不許可になる場合があります)

○保護者の就業時間について

原則として、保護者が週3日以上就労し、就労時間が次のとおりであること。

○学校の授業日(平日)

1～2年生・・・ 終業時間が、午後2時以降

3～6年生・・・ 終業時間が、午後3時以降

○長期休業期間のみ・・・就業時間が、1日4時間(または半日)以上

※長期休業期間のみ利用者を対象とした、学校の授業日(平日)の利用条件について
保護者の終業時間の都合により、長期休業期間のみを利用する場合であっても、1、2年生の児童は、学校の授業日(平日)のうち、午前授業、土曜日授業、振替休業日に限り、学校の授業日も児童クラブを利用することができます。

詳しくは、利用条件に係る同意書の提出及び利用月の会費の納入が必要となりますので、児童クラブまたは保育教育課までお問い合わせください。

○就労以外の理由により児童クラブを利用するとき

特別な事情(疾病、障がい、出産、就労予定等)により、放課後にご家庭での保育が困難である場合は、児童クラブまたは保育教育課までお問い合わせください。

(例えば、出産時は産前8週の月初から産後8週の月末までの間は利用できます。)

2. 出席停止や入会解除について

○会費の滞納が続く場合は、退会となります。

(支払い方法は、口座振替です。)

○虚偽の申請が判明した場合は、直ちに入会承認を取り消します。

○保護者が、児童クラブの利用ルール(利用時間、送迎方法、欠席の連絡など)を守らない場合や児童が集団生活に適さないと判断した場合は、出席停止になる場合があります。児童のご様子などを支援員から保護者に相談させていただくこともありますので、日頃より、児童クラブ活動へのご理解とご協力をお願いいたします。

★ご注意ください★

- 利用許可になっている月は、1日も利用することがなくても会費が必要です。1ヶ月以上利用しない場合は、利用変更の手続きをしてください。
- 長期休業期間は、小学校の都合により変更となる場合があります。
(例：夏休み 8/24まで → 8/31までに変更)
- 台風等による気象警報が発表された場合、放課後児童クラブはお休みです。
- 小学校が学校(級)閉鎖となった場合は、放課後児童クラブも利用できません。
- クラブまでの送迎は、保護者又は保護者にかわる大人です。(児童のきょうだいは不可)
- 学校休業日、午前学習などで学校の給食がない日はお弁当、水筒を準備してください。
- 年度末に説明会を実施しますので、説明会の案内が届いたら必ず出席してください。
- 利用許可の決定後に、「放課後児童クラブ利用許可通知書」を交付します。内容をご確認いただき、大切に保管してください。

★放課後児童クラブ利用の約束★

- 活動中は必ず連絡がつく状態にしておいてください。
病気、ケガによる緊急のお迎えや、19時までにお迎えが無い場合などに連絡します。
- 年度初めに小学校に放課後児童クラブを利用することを連絡帳等で伝えてください。
- 欠席の連絡は必ずしてください。
欠席の連絡は、学校と児童クラブ両方にしてください。
学校休業日の場合は、児童クラブに連絡してください。

待機児童をださないよう努めてまいりますが、家庭や受け入れの状況によっては、利用できない場合もありますので、ご了承ください。